

＜野木町木造住宅耐震改修等事業補助金の申請をされる方へ＞ （建替えの場合）

●交付申請書を提出するとき●

木造住宅耐震改修等（建替）にかかる補助金を申請する際には下記の書類を町へご提出ください。
交付申請書等の確認後に送付する交付決定通知日前に契約（解体工事・建替工事にかかる契約、手付金支払いを含む）した場合、補助金交付対象になりませんのでご注意ください。

- ① 木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 補助対象住宅付近の見取図
- ③ 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類
（例）登記事項証明書、固定資産家屋評価証明書など
- ④ 納税証明書^{※1}（国税^{※2}・県税・市区町村税^{※3}）
- ⑤ 申請者と補助対象住宅の所有者との関係が確認できる書類^{※4}
- ⑥ 耐震診断結果報告書の写し^{※5}
- ⑦ 木造住宅耐震改修等事業計画書（別記様式第2号）
- ⑧ 工事工程表
- ⑨ 耐震改修等に要する費用の見積書^{※6}
- ⑩ 誓約書（別記様式第3号）
- ⑪ その他町長が必要と認める書類

耐震診断士派遣の申込みと同じ
年度に交付申請を行う場合③～
⑤の書類は省略可
前年度以前に耐震診断士の派遣
（耐震診断補助金の交付）を受け
ている場合③・⑤の書類は省略可

国税 栃木税務署

住 所：栃木県栃木市河合町 1-29
T E L：0282-22-0885

県税 栃木県税事務所

住 所：栃木県栃木市神田町 6-6
T E L：0282-23-3411

- ※1 補助金の申請者と住宅の所有者が異なる場合は、申請者と住宅の所有者それぞれの納税証明書が必要です。
※2 未納の税額がないことの証明である「納税証明書（その3）」が必要です。
※3 野木町への納付状況は町で確認します。
※4 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合のみ必要になります。
※5 自費で耐震診断を行った場合は耐震診断を実施した耐震診断士について明記していただく必要があります。
※6 耐震改修等の対象とならない工事等を含む場合には、その区分を明確にする必要があります。

●交付決定通知書を受け取ったとき●

交付決定通知書（別記様式第4号）を受け取った後、60日以内に耐震建替えに着手をお願いします。
交付決定通知書は補助金交付請求書を提出する際に必要になりますのでご注意ください。

また、実績報告書をご提出いただく際には除却前の住宅の状況が分かる写真^{※1}が必要になりますので、
取り壊し前に写真を撮っておくようお願いいたします。

なお、建替える新築住宅の図面等の作成が完了した後に下記の書類を町へご提出ください。

- ① 平面図
- ② 立面図
- ③ 既存住宅と新築住宅の位置を確認できる配置図

交付決定通知書を受け取った後、補助金交付申請内容を変更・中止しようとするときは、下記の
書類を町へご提出ください。

【変更する場合】① 木造住宅耐震改修等事業補助金変更申請書（別記様式第5号）

② 変更内容を証する書類

【中止する場合】① 木造住宅耐震改修等事業中止届出書（別記様式第7号）

- ※1 除却前の住宅及び除却後の状況並びに新築する住宅を同じ位置から撮影した写真、またはこれと同等の状況確認が
できる写真が必要になります。

●実績報告書を提出するとき●

耐震建替えが完了した後、下記の書類を町へご提出ください。

- ① 木造住宅耐震改修等事業実績報告書（別記様式第8号）
- ② 木造住宅耐震改修等事業費内訳書（別記様式第9号）
- ③ 木造住宅耐震改修等事業にかかる契約書の写し
- ④ 木造住宅耐震改修等事業に要した費用の領収書の写し※¹
- ⑤ 工事状況写真※²
- ⑥ 既存住宅の除却にかかる契約書及び領収書等金銭の授受が確認できる資料の写し
- ⑦ 建替えた住宅にかかる平面図及び立面図
- ⑧ 既存住宅と新築する住宅の位置を確認できる配置図
- ⑨ 検査済証の写し（建築基準法第7条第5項または建築基準法7条の2第5項）
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

※¹ 耐震改修等の対象とならない工事等を含む場合には、その区分を明確にする必要があります。

※² 除却前の住宅及び除却後の状況並びに新築する住宅を同じ位置から撮影した写真、またはこれと同等の状況確認ができる写真が必要になります。

●交付請求書を提出するとき●

実績報告書をご提出いただいた後、町から補助金額の確定通知が送付されます。

確定通知を受け取った後、下記の書類を町へご提出ください。

- ① 木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（別記様式第10号）
- ② 木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）の写し

※補助金の振込みには1か月程度かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

野木町産業建設部都市整備課都市開発係

TEL：0280-57-4161

<木造住宅耐震改修等事業計画書について>

野木町木造住宅耐震改修等事業補助金の申請書をご提出いただく際には「木造住宅耐震改修等事業計画書」が必要になります。

「木造住宅耐震改修等事業計画書」の「1. 工事費」及び「3. 耐震改修に要する費用相当分」に関する事項は下記の通りになりますので、ご注意ください。

●「1 工事費」について●

工事の区分	費用	消費税相当額	合計額
(1) 除却に係る工事費	円	円	円
(2) 建替えに係る工事費	円	円	円
合計額	円	円	円

新築する住宅にかかる屋根・構造・基礎の費用の合計をご記入ください。

※建材型ソーラーパネルを設置する場合は、ソーラーパネル分を除いた費用をご記入ください。

住宅を取り壊す際の費用をご記入ください。
※物置など補助対象外の建築物を壊す際は
その費用は計上しません。

●「3 耐震改修に要する費用相当分」について●

建替え前の住宅に かかる床面積 (㎡)	単価	耐震改修に要する 費用相当分 (①×②)
① ㎡	② 円/㎡	円

建替え前の住宅の床面積をご記入ください
※増築をしている場合、昭和 56 年 6 月以降
の増築部分は計上しません。
※併用住宅の場合、住宅以外の用途に供して
いる部分は計上しません。

単価については、町にお問い合わせ下さい。